

納付の猶予の拡大

市独自の施策として既に実施している納付の猶予(令和2年3月27日から実施)

個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税、償却資産税、
国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び上下水道使用料

地方税以外の項目も、地方税の取扱いに準じて納付の猶予を拡大

保育料、学校給食費、市営住宅使用料、し尿処理手数料、奨学資金貸付金、
母子父子寡婦福祉資金貸付金、地域総合整備資金貸付金、グループホーム緊急対策貸付金、
水産振興事業資金貸付金、中央卸売市場使用料、小売市場使用料、市設港湾施設使用料



対象者:収入が概ね20%以上減少している方
対象期間:令和2年2月1日～令和3年1月31日
(令和2年6月までの申請は遡って適用)
猶予内容:無担保、延滞金、納期限から1年間